

○社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日） 新旧対照表

改正案	現行
社会資本整備総合交付金交付申請等要領 平成23年 3月11日 制 定 令和 8年 4月 7日 最終改正 第1～第13 （略） 附則 （略） <u>附則（令和8年4月7日付け国官会第22991号）</u> <u>1 施行期日</u> この通知は、令和8年4月7日から施行する。 <u>2 経過措置</u> <u>一 水道・下水道事業において、令和6年度（令和5年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等交付金に係る国費率差額については、交付金の国費率差額とみなし、第3章後進地域特例法適用団体等国費率差額の規定を適用する。ただし、第8第1項第2号に該当する交付対象事業を施行する場合に限る。</u> <u>二 前号の規定を適用する場合の社会資本総合整備計画名、要素事業名、市町村名については、生活基盤施設耐震化等交付金における生活基盤施設耐震化等事業計画を準用する。</u>	社会資本整備総合交付金交付申請等要領 平成23年 3月11日 制 定 令和 5年 9月22日 最終改正 第1～第13 （略） 附則 （略） <u>（新設）</u>